



(2) がん診療医連携拠点病院等について

○がん診療連携拠点病院制度 ・ 全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、がん医療の均てん化を目指して、各都道府県において整備する。 ・ 都道府県知事が推薦する医療機関を指定の検討会の意見を踏まえて厚生労働大臣が拠点病院等として指定する。	
○がん診療連携拠点病院等の種類	
都道府県がん診療連携拠点病院	・ 都道府県におけるがん医療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築、PDCA サイクルの確保に関し、中心的な役割を果たす。
地域がん診療連携拠点病院	・ がん医療圏に1カ所整備し、専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、がん患者に対する相談支援及び情報提供を担う。 ・ 診療体制、診療従事者、診療実績、研修の提供、情報の収集提供体制等について満たすべき要件がある。
地域がん診療連携拠点病院 (特例型)	・ 地域がん診療連携拠点病院において、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置として1年を期限として指定される。
地域がん診療病院	・ 隣接するがん医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定し、がん診療連携拠点病院の無いがん医療圏に1カ所整備する。
県指定がん診療連携拠点病院	・ 「国指定病院」と連携しながら、「広島県がん医療ネットワーク」の運営など、地域におけるがん医療連携の中核的役割を担う。 ・ がん医療に関し、専門医による手術、化学療法、放射線治療、緩和ケアなどを総合的に実施する。